

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

| | |
|------------------|---|
| Title | 小林宏美君学位請求論文審査報告 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2007 |
| Jtitle | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.2 (2007. 2) ,p.182- 191 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特別記事 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070228-0182 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『法学雑誌タートンスマン』第八号、「生命保険契約者の地位の譲渡」、『神戸学院法学』第三五卷四号（衣斐成司教授退職記念号）など、本論文の続編ともいえる業績を次々と公表しており、どこまで同君の射倅契約論が展開されてゆくこととなるのか楽しみであるというほかない。

以上の次第から明らかなように、西原慎治君提出になる博士学位請求論文「射倅契約の基礎理論」は博士学位を授与するに十分な学識と内容を有するものであり、審査員全員一致をもって、同君に博士（法学）を授与することが適当であると判断した。

平成一八年一二月

| | | |
|----|----------------------------|------|
| 主査 | 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士 | 宮島 司 |
| 副査 | 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員法学博士 | 加藤 修 |
| 副査 | 慶應義塾大学大学院法務 研究科教授 | 北居 功 |

小林宏美君学位請求論文審査報告

〔I〕 論文の構成

小林宏美君（慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻前期・後期博士課程単位取得退学）がこのたび提出した博士学位請求論文、『アメリカ合衆国におけるナショナル・アイデンティティと多文化主義——カリフォルニア州住民提案二二七と二言語教育を巡る政治社会学——』の構成は以下の通りである。

- 序章 研究の目的と方法
- 第1章 ナショナル・アイデンティティの模索と国民統合論の史的展開
- 第2章 二言語教育をめぐる政治社会学
- 第3章 カリフォルニア州住民提案二二七可決の教育プログラムへの影響
- 第4章 ロサンゼルス統合学区におけるE.L.生徒への教育の事例研究
- 第5章 二言語教育に対するヒスパニック系の親の面義的態度

度

第6章 ホスト六五年移民二世代の社会的統合の行方

第7章 アメリカのナショナル・アイデンティティ再考

終章 研究総括と今後の展望

謝辞・参考文献・資料

本学位請求論文は、A4用紙横書きにて各頁一、〇八〇字で書かれ、図表および注を含む本文および参考文献一覧・資料を含んで二二二頁あり、文字数は約二四万字弱の分量（四〇〇字原稿で約六〇〇枚）をもつ。学位請求論文として十分な分量である。

本論文は、アメリカ合衆国において公民権運動以後全国的に展開してきた二言語教育に対して、一九八〇年代後半より強まった反対運動の頂点をなしたカリフォルニア州住民提案二二七に焦点を当て、二言語教育の廃止を求める提案二二七が可決されるまでの複雑な経緯を明らかにするとともに、二言語教育反対を表明する白人アメリカ人が論じた「ヒスパニック系移民はアメリカに同化しようとせず、アメリカの国民文化の統一性を危うくする存在だ」という主張が、ヒスパニック系移民住民のもつ実際の社会意識と隔絶し無理解のうえに成立していることを明らかにする。

と同時に、本論文は二言語主義により恩恵を受けるはずの人々が二言語主義に反対したということ、また早く適応しようとして二言語教育に従ったヒスパニック系移民住民が、白人によりアメリカへの適応を拒否する人々とみなされるという皮肉な事態が重なったことが、カリフォルニア州住民提案二二七の発端にあることを明らかにする。それは、多文化社会の社会統合の困難さを示している。以下、各章（第1章、第7章）の内容を概観し、本学位請求論文の評価を行い、最後に本研究の審査に関する結論を明らかにしたい。

〔II〕 論文の概要

第1章では、二言語教育が導入され展開していく背景を探るために、アメリカ社会の移民受け入れや、マイノリティ集団を包摂してきた国民統合理念の歴史的変遷を総括する。国民統合理念に関しては、「アングロ・コンフォームィテイ」の伝統的主流国民統合理念に対して、「人種の坩堝論」、「文化多元主義」、「公民権運動」、「多文化主義」などの対抗的国民統合理念が論じられる。

第2章では、対抗的国民統合イデオロギーの展開のなかで、一九六八年に二言語教育法（連邦政府の財政援助を保

証する「初等中等教育法第七章」が成立してから、一九八八年に二言語教育を否定するカリフォルニア州住民提案二二七が登場するまでの歴史が明らかにされる。提案二二七は、同年六月に投票にかけられ賛成六一%、反対三九%で可決された。本章後半ではその提案から可決までの経緯が詳細に論じられる。

筆者は、提案二二七可決の背景に、同州の人口構成の激変と経済停滞による生活不安があると指摘する。一九六五年の移民法改正でヒスパニック系やアジア系など非ヨーロッパ系移民が急増し、一九八〇年代にはカリフォルニア州においてヒスパニック系人口が白人人口に迫る勢いで増加した。その時期は脱工業化による単純労働の減少と経済停滞と重なり、カリフォルニア州だけではなくアメリカ市民全体に反移民感情が強まったことが挙げられる。これは非法移民への教育・福祉サービスの禁止を求めるカリフォルニア州住民提案一八七を生んでいる。そうしたなかで、シリコンバレーの企業家として成功した人物で、二言語教育反対の住民提案二二七を提出したロン・ウンズの、巧みな政治運動が可決につながったと指摘する。ウンズは、二言語教育の「エスニックな文化」と「言語」の保持という文化的側面に関わるシンボリックな面を争点化することを

回避し、当時の二言語教育プログラムがヒスパニック系移民住民の「英語」の獲得という点で失敗だったという、実践面での問題を強調する戦略を採用したのである。

実際、提案二二七の発端には、一九九六年のロサンゼルス九番街小学校における二言語教育ポイコット事件がある。それは、自分の子どもに早期の英語能力獲得を望むヒスパニック系の親たちが引き起こしたものである。そのロサンゼルス九番街小学校の二言語教育修了率は一%前後であり、カリフォルニア全体では五%に過ぎなかった。その結果、税金の用途に関心の高い白人中産階級市民だけでなく、ヒスパニック移民児童の親たちの支持を集めることができた。提案二二七には、保守系白人の七七%が賛成しているが（白人全体では賛成六七%）、ヒスパニック系の三七%も賛成していたのである。

二言語教育は小学校低学年では児童の母語で教科内容を教え、高学年となり教育レベル・思考能力の向上にしたがって、英語による授業を増やしていくというものであり、母語による理解力の向上が英語能力と教科内容理解力に比例するという仮定に従って行われる。これは、英語そのものを教えるESL（第二言語英語教育）とは異なり、英語方向上には即効的ではなく、むしろ時間のかかる迂回的な

ものである。それ故に、児童の英語力の速成向上を願うヒスパニック系児童の親たちも不満をもちやすかった。ウンズおよびその支持者の白人の本当の狙いは同化だったと思われるが、同化促進のためにヒスパニック系言語と文化の維持を促進する二言語教育に反対だ、との論陣を張れば、人権団体から反対を受けるだけでなく、ヒスパニック系移民住民の支持を得ることができなかつたであろうことが示唆される。

第3章では、提案二二七可決に関する既存研究のレビューを通して、可決後の移民子弟教育への影響とその含意について考察する。ここで注意したいのは、たしかに提案二二七の可決は二言語教育の衰退を引き起し、英語を中心に移民児童教育を進めるイングリッシュ・イマージョン教育（必要に応じて母語による説明が追加されるが、基本的には英語で教科を教えるもの）が拡大するが、移民児童の親が要望すれば二言語教育も実施するという制度に改められたということである。二言語教育がなくなったのではなく、移民児童教育の方法を親が選択できる機会が与えられた、というのが実際の結果であった。さらに、二言語教育の効果測定への努力不足が効果論争を生みだしたことを反省し、教育効果についての学校の説明責任を明らかにするだけで

なく、客観的な教育効果を確認するために州の統一試験に英語学習中の生徒たちも定期的に参加することが義務づけられるようになったことが、先行研究の検討から明らかにされる。

第4章では、第3章の文献研究に基づいて知り得た提案二二七可決後の変化が学校の現場にどのように実現されているのかを知るために、移民児童が最も多く在籍しているロサンゼルス統合学区（LAUSD）の三つの小学校を対象に現地調査を行い、その結果をまとめる。実地調査から、事例として取り上げたロサンゼルス・ダウンタウン地区の三校すべてでイングリッシュ・イマージョン教育が行われていたが、そのうち一校では二言語教育プログラムも維持されていたことが明らかになる。それは一部の生徒の親たちの希望に基づくものであった。また、二〇〇一年度の指導要領の追加的改革によって、英語力不足の英語教育を必要とする英語学習者（EL）を対象にLAUSD共通の評価基準が設定され、さらにELDポートフォリオと呼ばれる学力評価システムが、事例調査対象の三校において定着していることが確認される。

第5章では、提案二二七の直接のきっかけとなった一九九六年の九番街小学校で起きたヒスパニック系移民児童の

親たちによるボイコットの原因を探るため、現場の教育関係者にインタビューを試みた結果をまとめる。インタビュー調査から判明したことは、まずボイコットの原因の第一は、学校側および教育委員会がヒスパニック系移民児童の親たちの、学校の授業に英語による指導を増やしてほしいという要求の強さと、親たちの不満の深刻さを認識できなかったことにある。第二に、九番街小学校では一九八八年マスタープランを採用して二言語教育カリキュラムが編成され確立していたことから、親たちの求めに応じて直ちにカリキュラムを大きく改編することが容易ではなかったこと(二言語使用教員を簡単に解雇しにくいという事情もある)。第三に、二言語教育プログラムに対して、連邦および州政府から毎年多額の補助金が支出されており、補助金削減につながる二言語教育プログラムの縮小に学校は消極的だったことである。連邦および州の一九九〇年代の教育改革にともない、カリキュラム決定に関する学校の自主性や自由裁量が拡大したにもかかわらず、上記の理由により、学区行政および学校の官僚的「硬直性」がボイコット発生の要因として明らかにされる。

以上の五つの章で提案二・二七をめぐる歴史的経緯とその社会的帰結を論じた後、以下の二つの章で、筆者は提案二

二七の支持者が論じる「ヒスパニック系移民住民はアメリカへの同化を拒み、アメリカの文化的統一を乱そうとしている」という主張の不適切さを明らかにし、その誤解の原因を探ろうとする。

まず、第6章では、ヒスパニック系移民住民のアメリカ社会での位置づけを概観し、ヒスパニック系移民住民が非ヨーロッパ系移民としては社会・経済階層的に最も劣悪な状況におかれていること、また、学業面でも低い達成度や高い退学率を示していることを、各種統計を利用しながら明らかにする。他方で、こうした逆境にいるにもかかわらず、ヒスパニック系移民住民が黒人ほど教育制度への否定的な感情が見られなかったことを、被差別経験や学校に対する態度に関する先行調査や、筆者自らの実地調査から明らかにする。筆者によると、ヒスパニック系移民住民は積極的に社会に統合されたいと願っているのである。

第7章では、以上の結論をロサンゼルス市のヒスパニック系移民住民にインタビュー調査をして検証しようとする。まず、ヒスパニック系移民住民の同化の阻害要因の一つと見られる「言語」へのこだわりは確かに強いが、彼ら・彼女らが必ずしも英語習得を拒んでいるわけではなく、むしろ英語習得に肯定的な価値を見出し、自分の子どもの英語

習得を強く望んでいることが明らかにされる。ただし、アジア系のように英語中心のモノリンガル志向ではなく、「英語」と「スペイン語」の両方を獲得するバイリンガル志向が強く、市民権取得についてもヒスパニック系移民住民が帰化にとくに消極的な訳ではなく、むしろ帰化に前向きだが、自らの英語能力や教育程度などの社会的資源の乏しさを自覚し、帰化申請をしても認められないだろうとの不安から、帰化を思い留まっている姿が浮かび上がる。

また、調査対象とした親たちの二言語教育に対する態度は総じて肯定的だったが、イングリッシュ・イマージョン教育の評価については意見が分かれていたことも明らかにする。しかしいずれの場合も、言語習得についてエスニック・アイデンティティやエスニック文化の保持をしたいというシンボリックな側面から評価しようというのではなく、学業および職業面における成功のための道具として英語教育をプラグマティックな観点から評価する傾向があったことが明らかにされる。かといって、母国の文化・言語をないがしろにする訳ではなく、子どものアイデンティティ形成については、ヒスパニックの文化・習慣だけにこだわるのではなく、アメリカと出身国双方の文化を重視するバイカルチュラル志向性があることを明らかにする。この結果、

ヒスパニック系移民たちかエスニックな「言語」と文化にこだわり、アメリカ社会に順応しようとしないうという議論は誤解のうえに成立していると結論する。

以上の議論から、アメリカ社会に同化したがないヒスパニックというステレオタイプに正当性の根拠はなく、提案二七もヒスパニック系移民が母国の文化と言語に加え英語とアメリカ文化の双方を身につけたいという、バイリンガルおよびバイカルチュラルな志向が強いことを不満に思う、アメリカ白人保守層の誤解に起因する可能性が高いことが明らかになった。ヒスパニック系移民住民はアメリカ社会が提供する「経済機会」の恩恵に浴することを望んでおり、アメリカのナショナル・アイデンティティの中核をなしてきた「平等」、「自由」を享受したいと願っているのである。

筆者は最後に、以上論じてきたように「個人」レベルでアメリカ社会への統合を望むヒスパニック系移民住民の姿勢が、なぜ、アメリカのナショナル・アイデンティティや共通文化に脅威をもたらすと見られるのか、その原因を探ろうとする。筆者は、このような双方の認識上の不一致が起きる原因として、ホスト国民による移民集団を一枚岩的な「集団」とみなすカテゴリー化・ステレオタイプ化だけ

でなく、集団の境界を「固定化」して考えるときにも、その集団の文化的特質を「本質化」して変化しないものとし、移民主義的集団内部の「多様性」、その文化的特質の「可変性」を見逃してしまう。「本質主義的な文化観の誤り」(正確には本質主義的に構築された文化観の誤謬)を指摘する。文化面で異質な人々は、本質的に社会適応・同化できない集団と決めつけて排斥する心情が働くのである。本論文は、マイノリティ集団内部の多様性・可変性に目を向け、そのアイデンティティ志向をさらに深く吟味するだけでなく、多文化社会のナショナル・アイデンティティについて一層熟考する必要性があることを論じて閉じられる。

〔III〕 評価

二言語教育に反対すカリフォルニア州住民提案二二七の発端に、一九九六年のヒスパニック系移民児童の親たちによる二言語教育ボイコット事件が存在することは日本でも知られていたが、そのボイコットの原因についての十分な考察は今まで日本の研究では不十分だった。それは、住民提案が人口移動のグローバル化による多文化・多言語社会化への、主流保守国民の反動的ナショナリズムの発露の結果だと単純に理解されることが多かったからである。しか

し、本論文では、多文化主義に基づく二言語教育を推進し、非ヨーロッパ系移民の児童の社会統合にとって良かれと思う気持ちから導入された二言語教育の効果に対して、当のヒスパニック系移民児童の親たちが疑問をもった理由が、二言語教育を導入し、二言語教育推進者である学校関係者が、ヒスパニック系児童の親の不満を理解しようとし、頑固で高飛車な態度を維持したことであつたことを明らかにした。民主主義国家における二言語教育推進者のヒスパニック系移民への非民主主義的な態度が問題だったのである。これは、多文化主義者の傲慢といつてよい。

とくに、母国の文化・言語を維持しつつ英語を覚えアメリカに素早く統合されたいと思うヒスパニック系移民住民の人々にとつて二言語教育は、迂回的で即効性のないものを感じられやすい。だからこそ、二言語教育の効果について、実施する側が十分に移民児童の親に説明しなければならなかったのに、その形跡がないことも明らかにされた。むしろ移民児童の親たちの意向を無視して二言語教育という選択肢のみが与えられていた状況が判明する。さらに、二言語教育の効果を示す客観的な資料がなく、説得が難しかったこと、移民児童の親は英語に不自由であり教育も低いため、二言語教育の効果について理解が及ばないという事

情があったことなど、ボイコット運動をめぐる複雑な状況が明らかにされた。そして、提案二二七可決後に二言語教育は終了した、と短絡的に結論できないことが判明した。また、ヒスパニック系移民は早くアメリカ社会に統合されたいと願っており、「同化拒否者だ」という白人の二言語教育反対者の議論は誤解に基づくものだということも明示された。この点は、二〇〇六年の春に盛り上がったヒスパニック系移民住民によるアメリカの移民規制強化反対運動からも確認できる（「われわれも米国人だ——全米三五〇万人デモ「市民権」に目覚め」『日本経済新聞』二〇〇六年四月一日朝刊）。

二言語教育の効果論争が示唆するように、今後の問題として、日本でも多文化・多言語教育などの実践的效果に関する議論が強まるのが予想できる。今後の日本社会の多文化社会化への対応を考える上で数多くの示唆を本論文は与えてくれる。日本では、外国人児童教育だけではなく、日本語をしっかりと覚えないうちに英語を教えることの是非という形で発生する可能性がある（たとえば、福永佳津子「英語習得あせらないで——幼児は日本語が肝心」『日本経済新聞』二〇〇六年九月一六日夕刊参照）。本論文は、多文化主義支持者にとり、二言語教育の必要性を単にシンボ

リック面や人権の観点から論じるだけではなく、より客観的に説得的な指標を明示したうえで議論する必要があることを示唆する。その点で大変示唆に富む論文であると同時に、提案二二七を中心にアメリカ多文化社会における移民系市民の複雑な意識の動態とその問題点を明示した数少ない論文の一つとして高く評価できる。

しかし、今後改善すべき課題も多い。その第一は、本論文は既に公刊した論文を積み上げて完成したものだが、編集する際に重複する部分をなくし、推敲の上整理して読みやすくすべきだったと思われる。完成を急いだのか、推敲が不十分なところがあり、そのため論旨を首尾一貫して理解するのに、読者に余計な努力を強いるという問題がある。

第二に、米国における二言語教育を政治社会的文脈から分析した日本における大変貴重で先駆的な論文として高く評価できるが、提案二二七を主導したウンスとその支援勢力のイデオロギーおよび政治性を多文化主義との相克において検討・分析なされたならば、本論文のタイトルに見合った内容がさらに充実できたと感じられること、つまり、言語問題と同時に、ナショナルなアイデンティティとエスニックなアイデンティティとの相克とその州政治への影響分析をより充実できたのではないかという課題が指摘でき

る。

第三に、本論文で筆者は、アメリカの白人多数の二言語教育に反対する理由が、誤解に基づくことを明らかにするが、論文の最後にその原因として、白人アメリカ人のもつ本質主義的文化観を挙げる。しかし、その論証が不十分である。また、現地インタビュー調査により、たしかに、多様で柔軟な考えをもつヒスパニック系住民の存在が明らかにされるが、そのインタビュー調査の対象数が少なく、これも論証が不十分だとの印象が強い。他方で、ヒスパニック系移民住民に対する白人アメリカ人の単純で偏向した本質主義的理解の状況を明らかにするには、住民提案を巡る論争の言説分析でも十分と思えるが、白人アメリカ人へのインタビューも必要であろう。今後の課題として残る。

第四に、カリフォルニア州住民提案二二七の展開過程に関する論証は、現地インタビューを交えて充実したものが、後半二つの章におけるヒスパニック系移民住民の社会・経済的地位に関しては、アメリカの移民二世代の社会適応研究の第一人者であるポルテス (Alejandro Portes) が主張するアメリカ下位貧困社会・貧困文化へのヒスパニック系移民の同化を論じる、下降的同化 (Downward assimilation) 論あるいは分断的同化 (Segmented

assimilation) 論の研究成果に沿った結論を示す。筆者は A・ポルテスの分断的・下降的同化論の論調を受け入れた上でアメリカ政府統計などを利用して自分なりに整理しているが、ポルテスらの議論は、欧米での移民研究の世界では大きく注目されているにもかかわらず、日本での紹介は不十分である。本論文では、ポルテスらの議論をほぼ正しく理解したうえで議論を展開しているが、ヒスパニック系移民住民のアイデンティティとの関連で、ポルテスらの議論と論争をもう少し詳細に論じる必要があったと思われる。

〔IV〕 結論

本学位論文の成果は、先に論じたごとく大変興味深いだけでなく実証性も強く先駆的なものであり、大変希少価値がある。筆者は今後もロサンゼルスでの調査を実行し、白人多数の一元的ナショナル・アイデンティティ指向と、ヒスパニック系移民住民のバイカルチュラル・バイリンガリズム指向のズレによる問題発生を防ぐための研究を進展させるための出発点として十分な成果を示した。今回の学位請求論文により、小林宏美君には、今後、本研究でみられた課題を十分克服する能力があり、よりよい成果を生みだ

すことが十分期待できる人物たという印象を、しっかりと審査員一同に与えることに成功した。よって審査員一同は、小林宏美君の本学位請求論文が博士（法学）（慶應義塾）学位授与にふさわしいものであると認定したことを、ここに法学研究科委員会に報告する。

以上。

二〇〇六年二月五日

| | | |
|----|---------------------------------|-------|
| 主査 | 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員社会学博士 | 関根 政美 |
| 副査 | 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員社会学博士 | 有末 賢 |
| 副査 | 帝塚山大学人文科学部教授 教育学博士（米国イリノイ大学） | 太田 晴雄 |